

高知県第三セクター鉄道維持対策事業費交付要綱
新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第18条 略</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第19条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号及び第3号、第11条、第12条第3項、第13条第3項及び第4項並びに第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p><u>新設</u></p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号及び第3号、第11条、第12条第3項、第13条第3項及び第4項並びに第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。</p> <p><u>新設</u></p>